

雫石町監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度において町が財政的援助を与えている団体、出資している団体並びに公の施設の指定管理者の監査を令和2年5月26日から7月13日の期間で実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月27日

雫石町監査委員	枇	杷	惠
同	小	田	純 治

財政援助団体等監査報告書

第1. 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は令和元年度中に当町が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び、公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

1. 財政援助団体

- (1) 雫石町社会福祉協議会
雫石町総合福祉センター改修事業費補助金
- (2) 新岩手農協雫石牛肥育部会
肉用牛振興対策事業費補助金（肥育素牛導入事業）
- (3) 一般社団法人 しずくいし観光協会
しずくいし観光協会運営費補助金
- (4) 雫石高等学校教育振興協議会
雫石高等学校存続対策支援事業費補助金
- (5) 雫石町国際交流協会
ドイツ友好都市青少年留学の翼事業費補助金

2. 出資団体

- (1) 株式会社 しずくいし 代表取締役 大橋 良二

3. 公の施設の指定管理者

- (1) 「七ツ森地域交流センター」の指定管理者
株式会社 コミュニティライフしずくいし 代表取締役 小志戸前 恵悟
- (2) 「雫石町老人憩の家鶯宿荘」の指定管理者
株式会社 寿広 代表取締役 太野 真一
- (3) 「雫石町民憩の家鶯宿集会所」の指定管理者
鶯宿温泉観光協会 会長 小田 弘輝

第2. 監査期間

令和2年5月26日～令和2年7月13日

第3. 監査実施日

事前書類監査 令和2年5月26日、27日、28日、6月2日（4日間）

本監査 令和2年6月19日、24日、7月13日（3日間）

第4. 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係課の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

(1) 財政援助団体

補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

(2) 出資団体

事務事業全般にかかる出納その他事務の執行に関すること。

(3) 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第5. 実施した監査手順

令和2年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金交付団体等に関する調書、出資に関する調書及び付属書類、公の施設の指定管理に関する調書について関係課に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続きによって監査した。

(1) 財政援助団体

雫石町役場3階監査委員室において、町当局の上記補助金に係る事務の執行について、団体等及び担当課から提出された関係書類等に基づいて検査を行うとともに、説明を求めるなど、雫石町監査基準及び雫石町監査実施要領に基づき、通常必要とされる監査手続きによって監査した。

(2) 出資団体

出資団体が管理する施設に赴き、団体の責任者等立会いのもと、事業が出資の目的に沿って行われているか及び団体にかかる出納その他の事務の執行について、関係書類を抽出し、帳簿突合、質問その他、雫石町監査基準及び雫石町監査実施要領に基づき、通常必要とされる監査手続きによって監査した。

(3) 公の施設の指定管理者

雫石町役場3階監査委員室において、町当局の上記指定管理に係る事務の執行について、団体等及び担当課から提出された関係書類等に基づいて検査を行うとともに、説明を求めた他、指定管理施設に赴き、指定管理者の経理担当者等立会いのもと、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、関係書類を抽出し、帳簿突合、質問その他、雫石町監査基準及び雫石町監査実施要領に基づき、通常必要とされる監査手続きによって監査した。

第6． 監査の結果

1． 財政援助団体

当年度の財政援助団体にかかる監査の結果は、別添の「監査の結果」に記載のとおりである。財政援助団体を所管する課においては、今後とも関係する法令、条例、規則及び要綱等に定める手続きに従い、適切な事務処理に努めるとともに、マニュアル等の作成による事務の可視化、及び補助金交付申請額の積算根拠となる資料の提出を求め、補助事業の内容を精査する体制整備に努められたい。

また、財政援助団体に対し、補助金交付の目的及び条件に従って事業を実施するよう指導するとともに、その結果を自主的に評価し、次年度に反映させることによって財政的援助の目的が早期に達成されるよう、積極的に指導されたい。

2． 出資団体

当年度の出資団体に係る監査の個別の結果は、別添の「監査の結果」に記載のとおりである。なお、出資団体を所管する課においては、今後とも出資金が事業目的に沿って有効に使用、運用され、公共の福祉の充実向上に資するよう努力されたい。

3． 公の施設の指定管理者

当年度の指定管理者に係る監査の個別の結果は、別添の「監査の結果」に記載のとおりである。指定管理者を所管する課においては、今後とも関係する法令、条例、規則及び要綱等に定める手続き並びに基本協定書、年度協定書及び仕様書に従い、適切な事務処理・施設管理に努めるとともに、自主事業の実施など、指定管理施設を有効に活用するよう積極的に指導されたい。

雫石町総合福祉センター改修事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

社会福祉法人 雫石町社会福祉協議会 会長 目時 大堂

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石町総合福祉センターが地域福祉活動の拠点施設として乳幼児から高齢者、障がい者等誰もが利用しやすい施設としての機能を果たすために必要な事業として社会福祉法人雫石町社会福祉協議会が実施する雫石町総合福祉センター改修事業に要する経費に対し、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
933,000円	平成31年4月1日 (変更) 令和元年5月27日	平成31年4月1日 (変更) 令和元年5月27日	令和元年9月20日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。

雫石町総合福祉センターが誰もが利用しやすい施設として機能を果たすため、改修事業に係る経費を補助対象としており、施設の改修によって施設利用者にとって安全で快適な施設として活用できるようになっていることから、利用向上に効果があると認められた。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

(1) 予算要求時や補助金申請時にも見積書を添付するよう指導されたい。

肉用牛振興対策事業費補助金（肥育素牛導入事業）

1 財政援助団体の名称及び代表者

新岩手農業協同組合雫石牛肥育部会 部会長 瀧沢 卓

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石町における肉用牛生産基盤の維持・拡大を図るため、新岩手農業協同組合に属する畜産関係生産者組織が肉用牛振興対策事業を行う場合に、その経費に対し、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
3,696,000円	令和元年7月16日	令和元年7月16日	令和元年9月10日
	令和元年10月31日	令和元年10月31日	令和元年11月29日
	令和2年1月14日	令和2年1月14日	令和2年2月10日
	令和2年3月25日	令和2年3月25日	令和2年4月30日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。

和牛子牛価格の高騰により導入が困難になっている肥育素牛導入経費について、経費の一部を補助することにより、導入頭数を確保するとともに、肥育農家の廃業を防ぐことに繋がり、「雫石牛」生産頭数の維持・確保、肉用牛振興に効果があると認められる。

今後も、肉用牛振興のため、さらなる肥育農家の育成と飼養頭数の増加に努められたい。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

(1) 町補助金等見直し基準により町単独補助金の交付は原則として3年以内とすることとされていることから、3年以上継続する場合の継続理由を決裁伺書に記載されたい。

一般社団法人しずくいし観光協会運営費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

一般社団法人しずくいし観光協会 代表理事 松原 久美

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石町の観光振興を図るため、町観光協会の運営及び事業経費に対して公益上の必要性から、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
13,600,000円	平成31年4月1日	平成31年4月1日	令和元年6月20日 令和元年9月30日 令和元年12月10日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。

岩手県全体で年々減少傾向にある観光客の入込数を、回復に向け誘客活動に取り組み、インバウンド誘客や町独自旅行切符の販売など独自事業の展開、仙北市との広域連携事業の実施など、所期の目的を達成し、補助効果はあったものと認められる。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

- (1) 職員給料や福利厚生等について明文化したもの（給与規程等）を確認のうえ、補助金額の算出根拠を明確にされたい。
- (2) 補助金申請後に協会予算の補正があった場合、事業計画の変更にあたることから事業計画変更承認申請書の提出を求められたい。
- (3) 繰越金の金額の基準を設けられたい。

雫石高等学校存続対策支援事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

岩手県立雫石高等学校教育振興協議会 会長 三河 千春

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石高等学校を存続させるため、雫石高等学校教育振興協議会が実施する学校給食提供事業及び雫石高等学校存続対策支援事業に要する経費に対し、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

対象事業	補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
学校給食提供事業	277,800円	令和元年5月17日 (変更)	令和元年5月20日 (変更)	令和元年7月10日 (戻入)
		令和2年2月3日	令和2年2月17日	令和2年3月3日
奨励金	1,446,886円	令和元年5月17日 (変更)	令和元年5月20日 (変更)	令和元年7月10日 (戻入)
		令和2年3月31日	令和2年3月31日	令和2年4月16日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。

保護者負担の軽減と健全な食生活習慣の形成のため、新入学用品や通学費の一部助成、及び希望生徒への地元食材を活用した副食提供など、雫石高等学校への入学者数の確保への取り組みが認められた。

なお、次の事例が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

- (1) 町補助金等見直し基準により町単独補助金の交付は原則として3年以内とすることとされていることから、3年以上継続する場合の継続理由を決裁伺書に記載されたい。
- (2) 当該事業について目的の達成度、効果を検証のうえ、事業内容の見直しを検討されたい。

ドイツ友好都市青少年留学の翼事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

雫石町国際交流協会 会長 上原 千鶴子

2 財政援助の目的

当該補助金は、国際交流等の振興又は活性化のために設置された団体の活動の活性化を図るため、その事業経費に対し、補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
334,000円	令和2年1月24日 (変更)	令和2年1月24日 (変更)	令和2年2月28日 (戻入)
	令和2年3月25日	令和2年3月26日	令和2年5月8日

4 監査の結果

当該補助金は、交付期日に確実に受け入れられ、補助の目的に沿って活用され、支払われたことを確認した。

令和元年度は、新型コロナウイルスの影響によりドイツへの訪問は中止となったが、町の次代を担う青少年が、ドイツ連邦共和国の中高生との交流や文化体験ができることは、国際化が進む現代において国際的な視野を広め、国際感覚の涵養が図られ、当町の国際交流事業の活性化につながると認められた。

なお、次の事例が認められたので、適切な事務処理をされたい。

【注意事項】

- (1) 収入支出証拠書類の決裁欄に副会長の印鑑がなかったことから、押印すること。
- (2) 支出伝票に添付されている証拠書類のうち、印鑑がない請求書や、領収書が添付されていないものが見受けられたので、証拠書類を整備すること。

出資団体「株式会社 しずくいし」

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

岩手郡雫石町橋場坂本118番地10

株式会社 しずくいし 代表取締役 大橋 良二

2 出資の目的

株式会社しずくいしは、道の駅及び周辺施設の管理運営業務を主体として、効率的な運営を行い、積極的な事業展開を行う組織として設立された株式会社である。当該法人は、温泉浴場、飲食店、売店、キャンプ場等の管理運営の他、農産物、畜産物の加工及び販売を実施し、道の駅の他、銀河ステーションにおいても幅広い事業を展開しており、当該法人の安定した事業運営を図るために、公益上の必要性から出資したものである。

3 出資金額等

設立年月日	出資年月日	出資金額	当町の出資割合
平成12年2月17日	平成12年2月17日	85,200,000円	90.0% 株式総数 7,500株 町保有 1,704株

4 監査の結果

事務処理については、適正に行われていると認められた。

なお、経営にあたっては、役員・従業員一丸となって収益事業とともにサービスの向上に努めるとともに、次の施設活用について、適切に取り組まれない。

【指摘事項】

(1) 銀河ステーション南口について、過去にも活用方法を検討するよう指摘してきたが、一向に活用方法が示されず現在に至っている。については、観光協会・商工会・町内会等を巻き込んだ組織づくり、活性策を検討されたい。

「七ツ森地域交流センター」の指定管理

1 指定管理者の名称及び代表者名

株式会社コミュニティライフしずくいし 代表取締役 小志戸前 恵悟

2 指定管理施設名

七ツ森地域交流センター

3 指定管理協定締結期間

平成30年10月1日～令和4年3月31日

4 指定管理による管理の目的

七ツ森地域交流センターは、「町有地を活用した生涯活躍のまち推進に資する多世代交流拠点施設整備計画」に基づき整備され、七ツ森地域の交流拠点施設として地産地消レストランやお試し居住施設など、多世代が集うコミュニティ形成のための事業展開や移住者の増加等を図ることを目的とした施設であり、(株)コミュニティライフしずくいしを指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

5 指定管理料（令和元年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
4,527,000円	平成31年4月25日（4月分）	470,000円
	令和元年5月20日（5月分）	460,000円
	令和元年6月20日（6月分）	460,000円
	令和元年8月9日（7月分）	460,000円
	令和元年8月20日（8月分）	460,000円
	令和元年9月20日（9月分）	460,000円
	令和元年10月18日（10月分）	460,000円
	令和元年11月20日（11月分）	460,000円
	令和元年12月25日（12月分）	460,000円
	令和2年1月30日（1月分）	460,000円
	令和2年2月20日（2月分）	460,000円
	令和2年4月10日（3月分）	460,000円
	令和2年5月28日（戻入）	△1,003,000円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、次の事例が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

(1) 受任者による備品の購入が行われていることから、購入備品について品目や購入日など常に確認できるよう、台帳管理されたい。

「雫石町老人憩の家 鶯宿荘」の指定管理

1 指定管理者の名称及び代表者名
株式会社寿広 代表取締役 太野 真一

2 指定管理施設名
雫石町老人憩の家 鶯宿荘

3 指定管理協定締結期間
平成30年4月1日～令和4年3月31日

4 指定管理による管理の目的
雫石町老人憩の家鶯宿荘は、老人の心身の健康増進を図るため、趣味や学習・交流の場を提供することを目的として設置された施設であり、(株)寿広を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

5 指定管理料（令和元年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
7,500,000円	令和元年7月19日（1期分）	1,875,000円
	令和元年10月18日（2期分）	1,875,000円
	令和2年1月20日（3期分）	1,875,000円
	令和2年5月8日（4期分）	1,875,000円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、次の事例が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

- (1) 施設の修繕について、10万円以上のものを受任者が実施している案件があった。については、基本協定書第15条第3項の規定に基づき適切に処理されたい。
- (2) 使用できない備品が多く見受けられたことから、速やかに不用の決定と処分を行われたい。

【注意事項】

- (1) 施設周りの環境整備に努められたい。

「雫石町民憩の家 鶯宿集会所」の指定管理

1 指定管理者の名称及び代表者名

鶯宿温泉観光協会 会長 小田 弘輝

2 指定管理施設名

雫石町民憩の家 鶯宿集会所

3 指定管理協定締結期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

4 指定管理による管理の目的

雫石町民憩の家鶯宿集会所は、町民の心身の健康増進を図り、地域住民に集会の場を与え、観光客等とのふれあいの場を提供することを目的として設置された施設であり、鶯宿温泉観光協会を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

5 指定管理料（令和元年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
6,800,000円	平成31年4月15日（4月分）	566,600円
	令和元年5月30日（5月分）	566,600円
	令和元年6月28日（6月分）	566,600円
	令和元年7月19日（7月分）	566,600円
	令和元年8月15日（8月分）	566,600円
	令和元年9月20日（9月分）	566,600円
	令和元年10月18日（10月分）	566,600円
	令和元年11月20日（11月分）	566,600円
	令和元年12月20日（12月分）	566,600円
	令和2年1月15日（1月分）	566,600円
	令和2年2月17日（2月分）	566,600円
	令和2年3月16日（3月分）	567,400円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、次の事例が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

(1) 雨漏り対策を早急に講じること。また、建物内クロスの張替についても検討されたい。

(2) 使用できない備品について、速やかに不用の決定を行われたい。